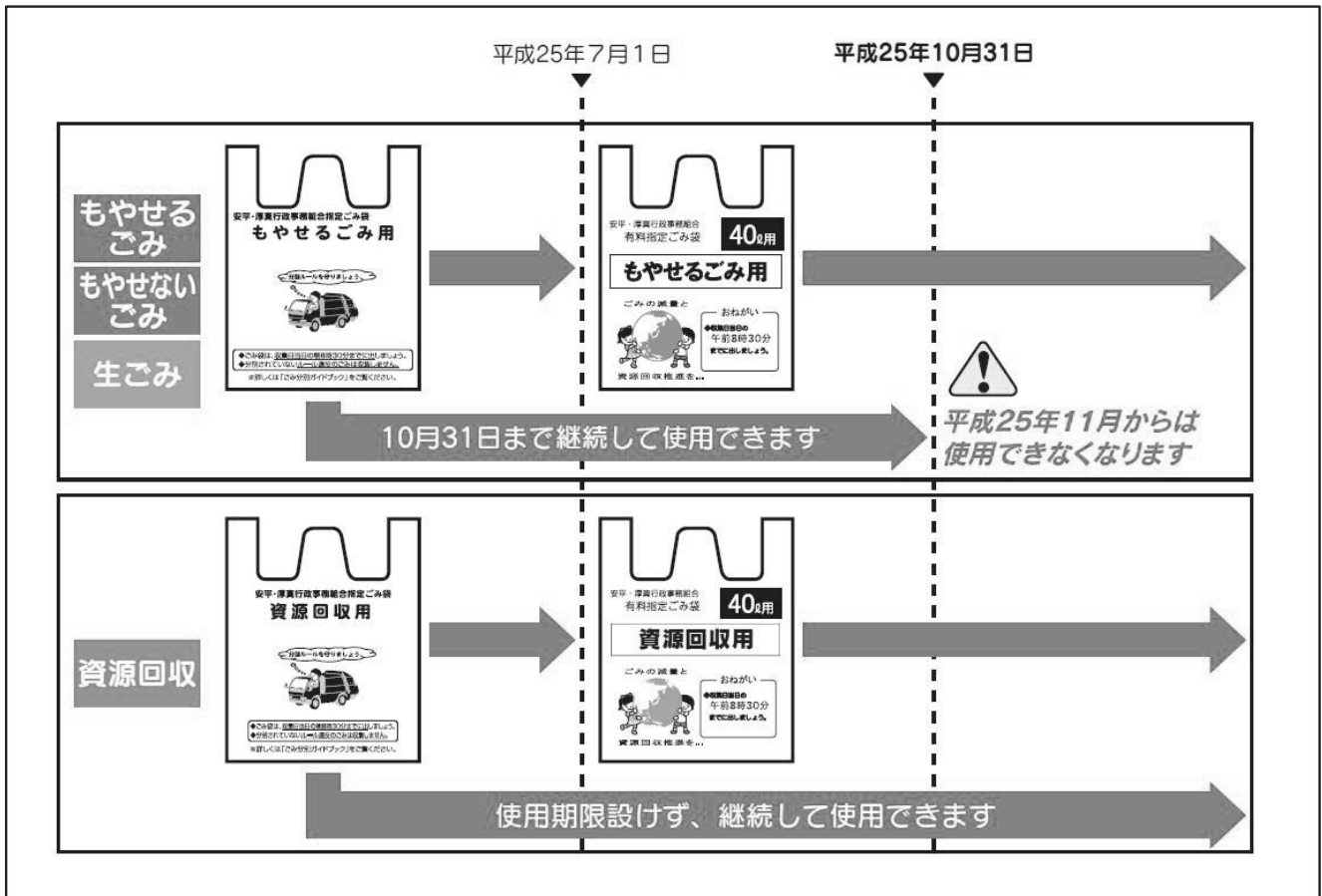


家庭ごみの有料化実施に伴うごみ袋の使用について

7月1日（月）から家庭ごみの有料化を実施、新しいごみ袋を販売しますが、現在使用している「もやせるごみ」、「もやせないごみ」及び「生ごみ」のそれぞれの袋は、7月1日から10月31日（木）までの4か月間に限り使用できます。11月1日（金）以降は使用できなくなりますので、計画的なごみ袋の購入をお願いします。

なお、現在の資源回収袋は使用期限を設けず、引き続き使用できます。

※現在の指定ごみ袋は、6月30日（日）で販売を終了します。



お知らせ

■出前方式による説明会の実施について

～家庭ごみの有料化や紙類の分別方法等をお話しします！～

安平町や組合では、随時出前方式による説明会を実施しています。ご希望の方は、事前に安平・厚真行政事務組合までご連絡ください。

■ゴールデンウィークのごみ収集・自己搬入受付について

5月3日（金）～5日（日）の3日間は、ごみ収集・組合じん荼処理場の自己搬入受付をお休みします。

5月6日（月）は通常どおり、生ごみの収集・組合じん荼処理場の自己搬入受付を行います。

次回は、広報あびら6月号で「家庭ごみの有料化」に関する記事を掲載する予定です。
 広報あびら6月号と併せて、『資源物とごみの分別ガイドブック』を配布します。